

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議
平成28年度第5回総会議案書

日 時：平成29年3月24日(金) 10:00～
場 所：福島テルサ 小会議室しのぶ

目 次

議案第 1 号	平成 2 9 年度事業計画 (案) について	1
議案第 2 号	平成 2 9 年度収支予算 (案) について	3
議案第 3 号	平成 2 9 年度負担金の賦課及び徴収方法 (案) について	5
議案第 4 号	事務経費に係る費用の負担に関する協定書 (案) について	6
議案第 5 号	事務手続き等に関する付帯決議について	7

議案第1号 平成29年度事業計画（案）について

1. 水田農業をとりまく情勢

- (1) 東日本大震災及び原子力発電所事故から6年が経過し、生産農家をはじめ、多くの関係者が一体となって取り組んできた除染作業や吸収抑制対策の成果により、水稻の作付再開がすすむとともに、28年産米においても全量全袋検査による基準値超過件数がゼロとなるなど、本県水田農業の復興に向けた環境は着実に整いつつある。
- (2) 全国的には27・28年産と2年連続で生産数量目標の深掘りを達成するとともに、福島県においても26・27・28年産と3年連続で需給調整を達成した。この結果、需給環境の改善がすすみ、28年産米価は前年産と比較し、主要銘柄平均で概ね1,500円/60kg程度上昇している（29年2月末現在）。
- (3) 30年以降、国による生産数量目標の配分が廃止されることに対応し、28年12月に「30年以降の福島県水田農業の推進方針」を策定した。29年度は、29年産米への取り組みと併せ、「推進方針」の実践による生産者の所得向上と自給力向上の実現に向けた重要な年となる。

2. 基本方針

- (1) 28年度までの取り組みを着実に継続するとともに、飼料用米多収品種の生産拡大・本作化など「水田フル活用」の取り組みを更に深化させる。
- (2) 30年以降に向け地域の関係者が一体となり、需給調整にとどまらず、水田農業の将来像を描き、収入拡大・コスト削減による所得向上に向け水田農業にかかる適切な情報提供や経営所得安定対策等の加入促進に取り組む。
- (3) さらに担い手の育成・確保や農地集積・耕作放棄地の解消の促進等を通し、本県水田農業の振興と地域農業の復興再生を促進する。

3. 重点推進事項

- (1) 30年以降対策に向けた取り組みの促進
- (2) 「水田フル活用ビジョン」「制度別・用途別作付計画」による需要に応じた米生産の推進
- (3) 経営所得安定対策等の周知徹底と加入促進
- (4) 多収品種を主体とする飼料用米の生産拡大・本作化の促進
- (5) 担い手育成・農地集積・耕作放棄地の解消対策の促進
- (6) 東日本大震災からの復興再生等の取り組みの促進
- (7) 水田農業をめぐる適切な情報提供の実施

4. 事業計画

事業内容	事業計画	実施時期
30年以降対策に向けた取り組みの促進	○29年産米の取り組みをふまえた地域農業再生協議会との意見交換会等の実施	29年4月～9月、 30年2月
	○30年産米の取り組み方針、県・地域農業再生協議会の「生産数量（面積）の目安」の設定・公表等	29年9月～12月
「水田フル活用ビジョン」「制度別・用途別作付計画」による需要に応じた米生産の推進	○県及び地域農業再生協議会が策定する「水田フル活用ビジョン」「制度別・用途別作付計画」の実践支援	29年4月 ～30年3月
	○29年産米生産数量目標の地域間調整の取り組み推進	29年4月
	○全市町村需給調整達成へ向けた重点地域農業再生協議会への推進	29年4月～6月
経営所得安定対策等の周知徹底と加入促進	○地域農業再生協議会が行う経営所得安定対策等への加入促進への支援	29年4月～6月
	○営農計画書一体化様式の作成・配付	30年1月～3月
多収品種を主体とする飼料用米の生産拡大・本作化の促進	○飼料用米多収品種「ふくひびき」の生産拡大推進	29年4月 ～30年3月
	○産地交付金県域枠活用による飼料用米多収品種による本作化・大規模化の推進	29年4月～6月
担い手育成・農地集積・耕作放棄地の解消対策の促進	○担い手育成総合支援協議会及び耕作放棄地対策協議会と連携した、集落営農及び担い手経営体の育成・支援	29年4月 ～30年3月
	○農地集積及び耕作放棄地の解消の促進	
東日本大震災からの復興再生等の取り組み	○放射性物質吸収抑制対策等の周知等	29年4月 ～30年3月
水田農業をめぐる適切な情報提供の実施	○広報等によるタイムリーな情報提供	29年4月 ～30年3月
	○地域農業再生協議会を対象とする会議の適宜開催	29年4月 ～30年3月

議案第2号 平成29年度収支予算(案)について

平成29年度収支予算書総括表

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

【福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計】

(単位:千円)

区 分		29年度予算額	28年度予算額	予算差異
会計区分	科目	㊶	㊷	㊶ - ㊷
水田農業改革支援事業 (直接支払推進事業費)	収入額	898,400	705,835	192,565
	支出額	898,400	705,835	192,565
補助金等会計	差引残高	0	0	0

I 水田農業改革支援事業(直接支払推進事業費)補助金等会計収支予算

1 収入の部

(単位：千円)

科 目		29 年度	28 年度	予算差異	備 考
大 科 目	中 科 目				
1 補助金	1 水田農業改革支援事業補助金	13,000	11,166	1,834	
	2 福島県営農再開支援事業補助金	6,700	2,600	4,100	
2 委託金	1 飼料用米流通円滑化事業委託	1,000	1,500	▲500	
3 負担金	1 負担金	2,200	2,200	0	県 1,100 中央会 1,100
4 前年度繰越金	1 一般管理費繰越金	500	800	▲300	
5 地域間調整料金	1 受入調整料金	875,000	687,568	187,432	
6 雑収入	1 雑収入	0	1	▲1	
合 計(A)		898,400	705,835	192,565	

2 支出の部

(単位：千円)

科 目		29 年度	28 年度	予算差異	備 考
大 科 目	中 科 目				
1 管理費	1 一般管理費	15,500	13,967	1,533	
	2 営農再開支援活動費	6,700	2,600	4,100	
2 専門部会費	1 飼料用米部会等活動費	1,200	1,700	▲500	
3 地域間調整料金	1 支払調整料金	875,000	687,568	187,432	
合 計(B)		898,400	705,835	192,565	

3 差引残高(A - B)

0 千円

議案第3号 平成29年度負担金の賦課及び徴収方法(案)について

1 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議（以下「推進会議」という。）が実施する事務に要する経費から、水田農業改革支援事業補助金等及び前年度繰越金を除いた経費の負担割合を、次のとおりとする。

(1) 福島県 2分の1

(2) 福島県農業協同組合中央会 2分の1

2 1で定めた負担額を調整するため、負担金の納入時期（四半期ごと）及び年度末に精算することを内容とした協定を、推進会議と会員間で締結するものとする。

議案第4号 事務経費に係る費用の負担に関する協定書(案)について

事務経費に係る費用の負担に関する協定書（案）

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議（以下「推進会議」という。）と福島県（以下「県」という。）、福島県農業協同組合中央会（以下「中央会」という。）は、推進会議が実施する事務に要する経費の負担に関し、次のとおり協定を締結する。

（事務経費の負担）

- 第1条 推進会議が実施する事務に要する経費のうち、水田農業改革支援事業補助金の使途として制限を受ける経費並びに国庫補助金、及び前年度繰越金で不足を生じる経費については、県、中央会が予算の範囲内で負担する。
- 2 推進会議の会長（以下「会長」という。）は、5月末日までに当該年度の事務に要する経費に関する明細書及び四半期毎に記載した資金計画を福島県知事、中央会の会長（以下「経費負担者」という。）に提出しなければならない。
- 3 会長は、前項の資金計画に基づき、四半期毎に負担金を請求することができる。
- 4 第2項の事務に要する経費及び資金計画に変更の必要が生じた場合には、会長の申し出により会長及び経費負担者が協議して定める。
- 5 会長は、翌年度4月末日までに第1項に定める経費の支出状況について経費負担者に報告するとともに、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約第32条2項に基づき負担金について精算しなければならない。

（負担の割合）

- 第2条 前条第1項の規定により負担する経費の負担割合は、県が2分の1、中央会が2分の1とする。

（その他）

- 第3条 この協定の内容に疑義が生じた場合は、会長及び経費負担者が協議して定める。

附 則

この協定は、会長及び経費負担者が記名押印した日から効力を生じる。

平成 年 月 日

福島県福島市飯坂町平野字三枚長1-1
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議
代表者 会長

福島県福島市杉妻町2-16
福島県
代表者 福島県知事

福島県福島市飯坂町平野字三枚長1-1
福島県農業協同組合中央会
代表者 会長

議案第5号 事務手続き等に係る付帯決議について

平成29年度の福島県水田農業産地づくり対策等推進会議に関する次の事務について、一切の権限を会長に委任する。

- 1 東北農政局長等の承認に係る申請に関すること。(申請等の字句等の修正に関することを含む。)
- 2 会員の権利及び義務に抵触しない範囲の規約、諸規程等の語句等の修正に関すること。